

旭川市屋外広告業登録事項変更届について

旭川市屋外広告業登録事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に下記の通り申請書を御提出ください。

屋外広告業登録事項変更届の提出書類

	①氏名,生年月日,及び住所の変更 (法人は,名称,事務所所在地,代表者氏名及び生年月日)	②旭川市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	③業務主任者の氏名,生年月日,所属営業所	④法人の役員の職,氏名,生年月日	⑤屋外広告業者が未成年である場合の法定代理人の住所,氏名,生年月日
屋外広告業登録事項変更届出書 (様式第18号の3)	1部				
誓約書 (様式第16号)	—	—	—	各人 1部	1部
略歴書 (様式第17号)	—	—	—	各人 1部	1部
住民票の写し (マイナンバーの記載のないもの) 又はこれに代わる書類	1部 (個人)	—	各人 1部	各人 1部	1部
登記事項証明書の原本 ※法務局発行(現在事項全部証明書)	1部 (法人)	1部	—	1部	—
業務主任者の資格を証明する書面の写し	—	—	各人 1部	—	—
旭川市の屋外広告業登録証の原本	1部(書き換えのため)				

※未成年の場合は、法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書類、誓約書、略歴書も必要となります。

※住民票の写しは、法人役員と業務主任者とが同一の場合、あわせて1部となります。

※受理後、屋外広告業登録証及び届出書控えをお送りいたします。